

東北大学大学院法学研究科
外部評価委員会（法科大学院）

[平成29（2017）年度] 評価結果

はじめに

東北大学大学院法学研究科の外部評価は、東北大学大学院法学研究科外部評価に関する内規第1条が、①法学研究科総合法制専攻（以下、「法科大学院」という。）及び公共法政策専攻（以下、「公共政策大学院」という。）の研究教育に係る活動実績・活動状況・環境整備状況等について客観的評価を加え、活動内容に問題点・改善点があるとき、これを指摘すること、および、内規第12条において報告書のとりまとめに関することを規定しているのを踏まえ、法学研究科の今後の研究教育活動の改善を図るために行われるものである。

この評価結果は、研究科長があらかじめ委嘱した外部評価委員が、書面調査、学生・関係教員へのインタビューを含む現地調査、外部評価委員会会議における意見交換等を経て、提出した評価シートにもとづいている。本年度の外部評価委員会会議は、法科大学院及び公共政策大学院を対象として、平成30（2018）年2月22日に、東北大学法学研究科において開催された。評価結果のとりまとめに際しては、法科大学院においては、法科大学院評価対応委員会、公共政策大学院においては、公共政策大学院評価改善・基本戦略委員会において原案（外部評価委員からのご意見・ご指摘をそのまま記載することを旨とした）を準備し、外部評価委員に必要な応じて修正をお願いした上で、評価結果を確定することとしている。

貴重なご意見・ご指摘を賜った外部評価委員の方々に、この場を借りて厚く御礼を申し上げます。

平成30（2018）年3月

東北大学法科大学院評価対応委員会

目次

I 法科大学院（大学院法学研究科総合法制専攻）	4
II 総評	10
資料	12

記載にあたって

*それぞれの外部評価委員が記載した「評価シート」の所見をそのまま記載することを原則とした。各外部評価委員は、「評価シート」において、各項目について、「A：大変良い B：良い C：特に問題はない D：問題があるので検討の必要がある E：悪いので改善の必要がある」の5段階で評定したうえ、自由記述形式で所見を記載している。

*便宜のため、各外部評価委員の所見を箇条書き形式に整理して、番号を付した。

I 法科大学院（大学院法学研究科総合法制専攻）

評価項目 1. 教育目的と特徴（大変良い：3）

【評価すべき点】

1) たとえば行政法でいうと、従来「実務公法」として憲法と行政法の融合が図られていたものが、平成29年度からは「基幹憲法」および「基幹行政法」に分けられることにより、どのようなメリットとデメリットがあるのか、判然としない。しかし、全体としてはAの評価でよいと思う。

2) 昨年度同様、「6項目」は必要且つ十分である。

3) 制度としての法曹養成システムが揺らぎ続けるなかで、貴法科大学院は一貫して6項目の資質・能力を備えた「優れた法曹」の輩出を目指して奮闘されている。また、様々な改革を漸進的に行い、東北という地域特性のなかで教育目的実現のために取り組んでおられる貴法科大学院の努力は大いに評価できる。

【今後の課題等】

4) これは「目的」というもののとらえ方からは、的外れの指摘かもしれないが、「2 教育の実施体制」以下において毎年課題として指摘される事柄のあるものについては、あえてそれを「目的」として掲げる（他の6項目の目的と並べるための表現等の工夫は必要かもしれない）ということも検討の余地はあるのではないか。

5) 諸改革をすすめるなかで、「広い視野から多様な視点を設定して具体的な問題について考察する能力」や「他者とのコミュニケーションに関する高度の能力」などの修得が阻害されることのないように留意する必要があるだろう。

評価項目 2. 教育の実施体制（大変良い：2名、良い：1名）

【評価すべき点】

6) 申し分ない。教授陣は充実している。

7) 早期卒業の仕組みを利用した学部と法科大学院の一貫教育体制は注目すべき試みである。教員間の連絡が成否の鍵になると思う。今後の動向に注目する。

8) 基本的編成（定員・現員と教員組織）も昨年同様申し分ない。これだけの充実した教員による少人数授業は、文字どおり勿体ないぐらいのものである。

9) FDの実施状況やFD委員会・学修支援委員会によるいわゆる修了生オフィス・アワ

一活用の試みも積極肯定できる。

10) 選抜試験の複数回化や、学部3年次生を対象とした早期卒業制度・飛び入学制度で、法科大学院をめざす優秀な学生のモチベーションはたかまっているものと推察される。

11) 教員の組織編制も問題なく、他の法科大学院を凌ぐ人材を揃えている。

12) また、カリキュラム等検討委員会も毎年度成果をだし、十分に機能している点は評価できる。

【今後の課題等】

13) 展開・先端科目の中で、環境法を非常勤講師に頼っているのは、現代社会におけるこの科目の重要性に照らすと、残念ではある。その分、労働法、社会保障法に専門家を揃えているのが際立つ。

評価項目3. 教育内容（大変良い：2名、良い：1名）

【評価すべき点】

14) 家族法が丁寧に教えられているのが魅力的である。第1年次配当の民法Ⅲは家族法に特化している。また基幹民法でも家族法に3回の講義が充てられている。さらには、家族法とは相を異にするとはいえ、展開・先端科目に子どもと法演習が置かれているのは手厚い。

15) 貴学のカリキュラムを見ると、どうしても基礎法・隣接科目に目が行く。今回とくに目を引いたのは、日本法曹史演習と西洋法曹史である。片方で目安箱を学び、片方で『イングランド法制史概説』を読めるのは、たいへん有り難いことである。もっとも、それは学者趣味の発言で、実際にはこれらの講義を履修する学生は少ないかもしれない。だが、仙台の地でこうした講義を受け、かつ現実に法曹になれた人は幸せである。

16) 教育課程の内容・構成、科目の配置、必修・選択科目の配分も適切である。

17) 行政法を2年次に移して法学未修者が6法にじっくり取り組む体制に変えたこと、入学前指導の実施も、上記構成・配置・配分の上に乗ってのさらなる工夫として評価できる。

18) 教育課程、クラス編成など充実度は変わらないようである。カリキュラムもよく工夫されており、入学前指導もISTU（東北大学インターネットスクール）を通じて配信するなど、入学前の学習環境づくりは申し分のないものになっている。

19) また授業科目の配置・配分について、行政法を1年次科目から2年次科目に移した点、基幹科目を7科目に分割し法曹としての基本的な能力を涵養することを狙いとした点などは評価できる。

【今後の課題等】

指摘なし。

評価項目4. 教育方法（大変良い：2名、良い：1名）

【評価すべき点】

20) 支援システムを活用した事前の課題設定が徹底されているのは素晴らしい。また、ケースメソッドの講義もいくつか実践されているようである。法科大学院の本来の理念に沿う授業スタイルと言ってしまうえば簡単であるが、たえず実行するには相当のエネルギーを必要とする。

21) 授業形態の組合せと学修指導法の工夫のなかでは、とりわけ少人数を重視した授業形態・学修指導方法は極めてよい環境を提供しているものと評価する（羨ましい限りである）。

22) オフィス・アワーといった主体的な学修を促す取組も適切である。

23) 専任教員による基本科目・基幹科目の担当の徹底、学生定員の削減をうけた少人数教育、かねて実施されている「法務学修生」制度、修了生弁護士によるオフィス・アワー制度、学習指導としては申し分のない充実ぶりで、大いに評価できる。

【今後の課題等】

24) 成績評価に関して、レポートをどのように扱うかという点について、各教員の裁量に委ねられているのかいないのか。どちらでもよいと思うが、意思統一をしておくべきだとは思う。おそらくレポートの概念が教員間で違うのであろう。

25) 徹底した少人数授業形態・学習指導法によって、各学生の課題が個別的にも把握しやすいのではないかとと思われることから、そうした学生毎の課題に沿う形でオフィス・アワーについてもその内容の方向性等についてサジェッションできるような工夫はできないものか（つまり、個々の学生の課題の把握とその学生がオフィス・アワーで具体的に何を行うのがよいかのリンク付けができないか）。

評価項目 5. 学業の成果 (大変良い：1名、良い：2名)

【評価すべき点】

26) 授業評価アンケートを見る限りでは、講義の分かりやすさに関する学生の評価は極めて高い。その反面、原級に留め置かれる学生も少なくない。それだけ進級制度が厳格に運用されているものと推測される。

27) 数少ない地方校(東北地区では唯一)としては、法曹への進路、法曹以外への進路の双方ともに健闘していると評価する。

28) 厳格な進級制と、恣意的な成績評価を排し、公正な評価を実現すべくとられている施策は評価できる。こうした制度の結果として一定の原級留置者がでることはやむをえないところである。

【今後の課題等】

29) これまでも指摘されていることではあるが、旧帝大系の法科大学院と比して、短答式合格者に対する最終合格者数の割合が相対的に低いのではないかという点は、たとえば上記4の課題と相俟って、いまひとつ工夫の余地がないものだろうか。

30) ただ、28年度の、L1原級留置者11名(進級率・修了率21.4%)、L2原級留置者17名(進級率・修了率48.5%)という数字は前年度に比してもまた絶対数としても些か多いのではないだろうか。

評価項目 6. 進路・就職の状況 (大変良い：1名、良い：2名)

【評価すべき点】

31) 公務員になっている人が相当数いることを高く評価する。これからの行政機関は、政策法務を担う上でも、相当に高い法解釈能力を求められる。

32) 司法試験の合格ということのみをみたとき、自己評価報告書の記載と同様であるが、首都圏の法科大学院に法曹志望者が集中する傾向が高まっている状況のなかでは、よく健闘していると評価できる。

33) 仙台はじめ東北6県の弁護士会に登録する本法科大学院修了者のしめる割合は着実に増しており(仙台会で約4分の1)、裁判官、検察官に任官するものも相当数おり、東北地方における法曹養成の拠点としての機能を立派に果たしていると言える。

34) 法科大学院志望者の首都圏集中傾向や法曹界への志望動機の低下など厳しい環境のもとで、平成28年度の合格者18名は致し方ないところであろう。27年修了者受験生の

最終合格者11名（27年修了者受験者31名、合格率35.5%）に対し、28年修了者受験生の最終合格者は10名（28年修了者受験者26名、合格率38.5%）と改善している点は貴法科大学院の諸改革の成果ともいえるのではないだろうか。

【今後の課題等】

35) 短答式合格者（52名）に対する最終合格者（18名）の割合（34.6%）は、前年（32.4%）より改善してはいるが、まだ法科大学院平均（35.3%）を下回っている。

評価項目7. 改善への取組状況（大変良い：2名、良い：1名）

【評価すべき点】

36) 同窓会の機能が充実してきたようであり、今後が期待できる。

37) 平成29年度の改善点として、①修了生オフィス・アワーを活用した第1年次生向けの教育支援、②1年次の6法にじっくり取り組める科目配置、③入学選抜における一般選抜（前期）の設置、④入学前指導の実施、④入試合格者上位に対する奨学金等、が挙げられ、工夫できることは工夫し、しかもそれを実施するという意味でも評価できる。

38) 最も大きな取組みは法科大学院進学希望者への経済的支援の拡充であろう。総長裁量経費と寄附金を原資とし、入学料相当額、初年度授業料相当額の奨学金給付制度を設けた意義は大きく、既に29年度入試においてほぼ入学定員に近い44名の入学者数となっている。明らかに改善がみられ、実効的な施策として大いに評価できる。

【今後の課題等】

39) 仙台を去った人たちの力も借りる必要がある。

評価項目8. その他

【評価すべき点】

40) LAW SCHOOL のパンフレットの改訂もより法科大学院生オリエンティッドになっている。教員一覧に写真を掲載したこと、学習支援ページの充実、特に「修了者からのメッセージ」に判事、検事、弁護士に加えて企業内弁護士、国家公務員、民間会社法務部員を登場させたのは極めてタイムリーである。広報活動全般を含めて大いに評価できる。

【今後の課題等】

4 1) 受験者（さらには学生）のなかに未だに中央志向が残っているとすれば、これを払拭することが肝心である。学習環境としては仙台が圧倒的によい。私が学生なら、講義の合間に川内キャンパスの植物園に行って読書に耽りたい。喫茶店も仙台の方が良い店がたくさんある。先生も素晴らしい方々が揃っているのであるから、東京まで出るメリットは何もない。

4 2) LAW SCHOOLのパフレットに他大学から東北大学法科大学院へ入学した学生のページを設けるのも一案ではなかろうか。

II 総評

【評価すべき点】

4 3) 法科大学院の評価としては、全体としてAである。

4 4) 法科大学院自体をとりまく厳しい状況のなかで、特に研究者教員は、実に、さまざまな取組に腐心しておられ、(実務家として)頭が下がります。

【今後の課題等】

4 5) Bとしているのは、外からよく見えない部分である。

4 6) 今、貴法科大学院について関心をもっているのは、研究者養成である。もっとも、これは全国的な問題で、日本全体で法学研究者を生み出す力が落ちている。貴法科大学院は後継者養成コースを設けて対処しようとしているが、その実情はどうか。これまで日本の法律学は比較法を重視してきた。これからは多様な研究スタイルを認めてもよいのではないか。しかし、東北大学には東北大学の伝統があり、それをどう受け継ぐか、思案のしどころである。ともかく、東北大学から研究者養成の灯を消さないように努めていただきたいものである。

4 7) 注目すべきは学部教育と法科大学院教育の連携である。法科大学院の設立趣旨は、多様な人材を法科大学院に受入れ、法曹の質的向上を図り、複雑な社会の変容に対応することがねらいであり、学部とは独立した機関として設置された。

参考 「法学分野においても、法科大学院制度の導入後は、法曹養成に特化した専門教育は法科大学院で行うことになるため、学部段階においては、例えば、法的素養を中心とした教養教育に重点をシフトするもの、米国の主専攻、副専攻のように複数の学部・学科の専門科目を同時に履修できるようなカリキュラム上の工夫を行うもの、法曹以外の法律関係専門職の養成を中心にするものなど、多様な教育プログラムの展開が考えられ、法学部等が従来果たしてきた法的素養を備えた多数の人材を社会の様々な分野に送り出すという機能の一層の充実が期待される。」(「法科大学院の設置基準等について(答申)」平成14年8月5日中教審)

4 8) しかし、法曹への人気の低下、法科大学院志望者の著しい現象、予備試験受験生・合格者の増加、法科大学院中退者の増加、法科大学院の募集停止、といった厳しい現実によって制度の根幹にかかわる改革を余儀なくされている。とくに、プロセスと教育課程・内容を「売り物」にした法学部4年、法科大学院2年という制度は、「時間的・経済的負担」という観点から学生にとって負担が重く、法科大学院志望者減少、予備試験受験者増大等の原因になっているとされ、「法曹養成5年コース」が改革の柱として実施され注目さ

れている。

参考 「学部3年間と法科大学院2年間の学修によって無理なく確実に法曹に必要とされる資質・能力を修得することができる教育課程の編成を可能とし、法学部の学生は学部3年間に加えて、法科大学院2年間で法曹になる仕組みを充実・確立するべきである。」(中教審法科大学院等特別委員会84回配布資料)

49) 学生の時間的・経済的負担の軽減という観点から「プロセス教育」を見直すことは必要であると思われるが、すでに法学部・法科大学院在學生(出願時)で予備試験に合格する者は300名超にのぼっており、学生の「合理的判断(時間的・経済的負担の軽減)」とロー・ファームの採用方針が司法試験の効率的対応として「予備試験ルート」を確立させるにいたっている。また、法学部・法科大学院在學生で予備試験に合格した者は、上位5校(東大、慶応、中大、京大、一橋で京都を除けば東京に集中)で7~8割を占めるにいたっており、減少の気配は全くない。当然の結果として法科大学院中退者の増加も招く。

50) こうした実情のなかで、「法学部と法科大学院の連携」「飛び級・早期卒業」「法曹5年制」といった改革メニューは学生の「合理的判断」に伍して機能することができるのだろうか。法科大学院・予備試験の視点から法学部教育を活用することは、法学部の教育課程・教育内容等を歪めはしないだろうか、懸念はこのころ。「予備試験ルート」「法曹5年ルート」「通常既習コース(学部4年+法科大学院2年)」が混在するとすれば、学生の「合理的判断」をさらに加速させる契機になるかもしれない。平成30年の司法試験出願者は5,811人(対前年905人減)である。

資料

平成 29 (2017) 年度東北大学大学院法学研究科外部評価委員 (3名)

※五十音順、敬称略

法科大学院 (総合法制専攻) 担当

内田 正之 (仙台弁護士会元会長)

交告 尚史 (法政大学教授)

酒井 久雄 (株式会社有斐閣元顧問)

東北大学大学院法学研究科外部評価に関する内規

制定 平成29年2月15日

(目的)

第1条 外部評価は、法学研究科綜合法制専攻（以下「法科大学院」という。）及び公共法政策専攻（以下「公共政策大学院」という。）の研究教育に係る活動実績・活動状況・環境整備状況等について、客観的評価を加えることで、研究教育活動の改善に資することを目的とする。

(評価委員会)

第2条 東北大学大学院法学研究科に外部評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

(組織)

第3条 評価委員会は、法科大学院及び公共政策大学院ごとに設置し、大学、公的機関、民間企業等の有識者3名程度の委員をもって組織する。

2 評価委員会にオブザーバーとして、次の各号に掲げる者が出席できるものとする。

- 一 研究科長
- 二 副研究科長（評価担当）
- 三 評価を受ける院の長
- 四 評価を受ける院の副院長
- 五 法政実務教育研究センター長
- 六 法学研究科専任教員 若干名

(委員長)

第4条 評価委員会に委員長を置く。委員長は委員の互選により定める。

(委嘱)

第5条 委員は、研究科長が委嘱する。

(任期)

第6条 委員の任期は1年とし、更新を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬)

第7条 委員には、別に定める所定の旅費及び謝金を支払うものとする。

(評価の手続き)

第8条 外部評価を実施するため、法科大学院においては評価対応委員会、公共政策大学院においては、評価改善・基本戦略委員会が実施主体となり、研究科長及び副研究科長(評価担当)と共に実施計画を立案し、委員との連絡調整を行うものとする。

(実施時期)

第9条 外部評価の実施時期は、原則として隔年を目途に実施することとし、詳細は法科大学院においては評価対応委員会、公共政策大学院においては評価改善・基本戦略委員会で決定するものとする。

(評価項目の構成)

第10条 外部評価の評価項目は、別に定める評価シートに基づき構成するものとし、評価シートの構成は法科大学院においては評価対応委員会、公共政策大学院においては評価改善・基本戦略委員会で見直すことができるものとする。

(評価方法)

第11条 外部評価の方法は、委員が資料に基づく書面調査及び関係教員と学生に対するヒアリング調査を実施し、評価シートを作成することで行うものとする。

2 委員は、書面調査のみで評価シートを作成し、意見を述べることができる。

(外部評価報告書の作成)

第12条 外部評価報告書の作成は、委員が作成した評価シートを基に法科大学院においては評価対応委員会、公共政策大学院においては評価改善・戦略委員会において外部評価報告書案を作成し、委員の確認の後、研究科長に提出するものとする。

(外部評価報告書の公表)

第13条 研究科長は、外部評価報告書をウェブサイト等で公表するものとする。

附 則

- 1 この内規は平成29年4月1日から施行する。
- 2 東北大学法学部・法学研究科外部評価(第三者評価)委員会内規(平成19年5月16日制定)は、廃止する。